

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和2年7月27日

明日香村長 森 川 裕 一

1 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和2年度第404号 明日香村農業戦略策定支援業務委託

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月26日まで

(3) 委託業務の内容

本村では、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」という）に準拠した規制と各種支援及び、弛みない地域住民の努力により、約半世紀にわたり古都に相応しい日本の原風景（以下、「歴史的風土」という）が現在に至るまで保全・継承されてきた。

その一方で、明日香法の規制に伴う経済活動の制限や社会経済情勢に伴う核家族化の進行などを背景に、人口減少等の問題は深刻化しており2017年には過疎地域に指定されている。

そのため、人口減少等を起因とする地域活力の衰退に対して、第5次明日香村総合計画に基づき、歴史的風土や文化財を地域資源として五感で体感できる「明日香まるごと博物館づくり」を推進し、「農林業」と「観光業」を基軸とした地域産業振興と関係人口等の交流促進による持続可能な地域づくりを目指している。

しかしながら「農林業」においては、様々な社会的・経済的要因によって農業従事者が直近10年の推移で834人(H17)から436人(H27)で概ね半減という急速な減少傾向を示しており、断続的な遊休農地の拡大によって、水利維持活動等の住民負担の増加や病害虫等による隣接地等への悪影響の発生、また、公共事業等による維持管理が必要となる範囲拡大などが懸念され、将来的には歴史的風土の存続が危惧される。

この危機的状況に対して、担い手の基軸となる既存農家・新規就農者・農業後継者など農家に対する営農支援、省力化野菜の産地化推進やオーナー制度の実施など多様な手法による農地の有効活用、特産加工品の開発や農産物等の販路開拓・拡大など農家・農業法人等における農業経営の経営力向上、また、鳥獣害対策と里山景観を兼ねた森林整備に取り組んできたことに加えて、最先端技術を活用したスマート農業導入による農作業の効率化や、幅広い分野における企業・学校法人との新たな連携体制の構築、さらには農業委員会等における農地集積化等の促進や、観光分野との融合による体験プログラム化などの高付加価値化が課題となっている。

本業務は、これら課題に効果的・効率的に取り組みを展開し、「明日香まるごと博物館づくり」の実現性を高めていくため、「農林業」に関係する多様な関係者間における目的・責任共有と適切な役割分担、また、現状分析と中長期的な将来予測の双方向からの視点に基づく企画立案と「選択と集中」を図っていくための指針として、明日香村農業戦略を策定することを目的とする。

本農業戦略は中長期を見通しつつ、当面の5年間に取り組む戦略をまとめたものとする。

(4) 委託金額

金4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とします。

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと。
- (6) 農業振興計画等の調査・計画策定、事業者等によるワークショップ運営、産業振興に資する計画策定等に関する業務の受託実績を有すること
- (7) 地理情報システム(GIS)が使用できること

3 業務委託者の選定方法

明日香村は、明日香村農業戦略策定支援業務の業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書・提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、「明日香村農業戦略策定支援業務に係る審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を契約候補者として選定します。プロポーザルへの参加を希望される場合は、実施要領等を確認のうえ、参加申込書及び提案書を提出期限までに提出してください。

尚、主な日程は、次のとおりです。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和2年7月27日(月)～令和2年8月7日(金)
参加申込書の提出	令和2年7月27日(月)～令和2年8月7日(金)
質問票の提出	令和2年8月11日(火)
提案書の提出	令和2年8月17日(月)～令和2年8月21日(金)
ヒアリング	令和2年8月下旬 予定
審査結果の通知	令和2年9月上旬 予定
契約の締結	令和2年9月上旬 予定

4 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和2年7月27日(月)から令和2年8月7日(金)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

明日香村役場 産業づくり課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ（<http://www.asukamura.jp>）からもダウンロードできます。

5 参加申込書の提出

（1）提出期間

令和2年7月27日（月）から令和2年8月7日（金）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

（2）提出場所

明日香村役場 産業づくり課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

6 質疑票の提出

（1）受付期間

令和2年8月11日（火）
（ただし、午前9時から午後5時まで）

7 提案書の提出

（1）提出期間

令和2年8月17日（月）から令和2年8月21日（金）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

（2）提出場所

明日香村役場 産業づくり課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

8 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

9 その他

詳細は、明日香村農業戦略策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領によるものとします。

10 問い合わせ先

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡 5 5 番地

明日香村役場 産業づくり課

TEL 0744-54-2001 FAX 0744-54-2440